

徳島大学監事

本年3月末徳島大学監事を退任する。任期満了である。「大過なく」という言葉があるが、そんな感じがする。この8年間は以下の3点に総括される。

- ①徳島大学の事態は、公務員組織であり、不正らしき事は見当たらなかった。
- ②大学のランキングは全大学の20位前後で終始し、思いのほかレベルが高かった。
- ③国立時代と比べると、予算が厳しくなっているらしいが、民間の目で見ると天国の様なものだ。



(竹内)

平成24年度税制改正大綱について

昨年の12月10日、平成24年度税制改正大綱が取りまとめられました。今回は、その概略をお伝えします。

～ 個人所得税について ～

- (1) 給与所得控除の見直し
給与所得控除について、給与収入1,500万円を超える場合には、245万円を上限とする。
- (2) 特定支出控除の拡充
資格取得費や職務上の必要経費（図書費など）の一定額を給与所得から控除できるよう拡充。
- (3) 退職所得課税の見直し
勤続年数5年以下の役員等の退職金について、現行の1/2軽減課税を廃止する。

～ 法人税について ～

- (1) 研究開発税制の延長
適用期限の2年延長
- (2) 中小企業投資促進税制の拡充・延長
中小企業が一定の設備投資をした場合の税額控除・特別償却について、対象設備の拡充と適用期限の2年延長
- (3) グリーン投資減税の拡充
一定規模以上の太陽光発電設備等の即時償却制度ほか
- (4) 国際課税の改正
過大支払利子税制ほか

～ 資産課税について ～

- (1) 住宅取得等資金に係る非課税措置の拡充・延長
現行制度（非課税限度額：1,000万円）は、限度額を縮小しつつ、平成26年まで延長する。
一方、省エネ・耐震住宅に該当する場合には非課税限度額を拡充（平成24年中の贈与：1,500万円、平成25年中の贈与：1,200万円、平成26年中の贈与：1,000万円）

改正法案は、今後様々な議論の末、3月の国会にて成立することが予想されます。

また、この法案とは別に、消費税率のアップや相続税増税を盛り込んだ「社会保障・税一体改革法案」が国会提出される予定です。

当事務所では、こうした税制改正の詳細と今後の改正の方向性について、セミナーを開催します。ぜひ、ご参加ください！

(大寺)

研修会のご案内

日時：4月4日（水）14:00～16:40

場所：徳島県立障害者プラザ 3F 研修室1

※詳しい内容につきましては、別途案内状をお送りいたします。

平成24年3月分からの

協会けんぽ

健康保険料率
介護保険料率

健康保険料と雇用保険料が
変更になります

平成24年3月分

(平成24年4月納付分)～

現 行

健康保険料率

9.56%

(個人負担 4.78%)

10.08%

(個人負担 5.04%)

介護保険料率

1.51%

(40～64 歳の方)

(個人負担 0.755%)

1.55%

(個人負担 0.775%)

平成24年度 雇用保険料率

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

(松村)

3月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4月～7月分>の納付(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

3月の税務

- 1 23年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
- 2 所得税確定損失申告書の提出期限
…3月15日
- 3 23年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
- 4 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日
延納期限…5月31日
- 5 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヵ月以内)
- 6 22年分所得税の更正の請求
請求期限…3月15日

- 7 23年贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月15日
- 9 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…3月12日
- 10 個人事業者の23年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…4月2日
- 11 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)法人住民税>
申告期限…4月2日
- 12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(23年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 申告期限…4月2日
- 13 法人・個人事業者(23年12月分及び24年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…4月2日
- 14 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…4月2日
- 15 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…4月2日
- 16 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…4月2日

会 計 制 度

<中小会計要領>

今年の2月1日に、中小企業関係者等が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」は、「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小会計要領」という)を公表しました。

またあの話題か、とウンザリされる方も多いでしょうが、昨年3か月に渡ってお伝えしたのは「中小企業の会計に関する指針」(以下、「指針」)。今回公表された「中小会計要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、中小企業の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つものとするともに、会社計算規則に準拠しつつ、中小企業に過重な負担を課さないものとする等とを目的としています。

要するに、指針は難しすぎる、もっと簡単な基準を!との現場からの声を反映したのが「中小会計要領」。両者をとびきり簡単に比較すると、右の表のようになります。

詳しい内容に関しましては、来月お伝えする予定です。

	メリット	デメリット
中小会計要領	簡単	金融機関からの優遇制度不明
指針	金融機関からの優遇制度あり	複雑

(渡邊)

＜建設業の許可⑤＞

許可を受けるための2番目の資格要件は、専任技術者を営業所ごとに置いていることです。

専任技術者の要件は以下のとおりです。

- ・一般許可の場合
 - イ 高校の所定学科を卒業後5年以上、大学の所定学科を卒業後3年以上、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者
 - ロ 10年以上、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者
 - ハ イ、ロと同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者
- ・特定許可の場合
 - イ 許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた試験に合格した者、又は建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた免許を受けた者
 - ロ 一般許可のイ・ロ・ハに該当し、かつ、元請として4,500万円以上の工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する者
 - ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者

☆専任技術者とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事することを要する者で、上記に掲げた基準を満たす者をいいます。

☆「経營業務管理責任者」と「専任技術者」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、一人で両者を兼ねることができます。

☆建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等、他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で、同一の営業所である場合は、兼ねることができます。（岸上）

資産税係

＜贈与税に対する勘違い！？＞

先日、お客様から以下のような質問を受けました。

「父から100万円、母から100万円、祖父から100万円、祖母から100万円それぞれ贈与を受けた場合、贈与税はかかりませんか？」

贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間に**もらった財産の合計額**から、基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。ここで注意すべき点は、1年の間に贈与をしてくれた人が複数いても、また贈与を受けた回数が複数回あっても、単純にその年の**贈与の合計額**が基準になるということです。

よって、このお客様が4名から100万円ずつ受け取ったならば、 $400万円 - 110万円 = 290万円$ に対する贈与税3万5千円がかかることとなります。（税額については上記の速算表を参考にしてください。）
（坂田）

基礎控除後（110万円控除後） の課税価額	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円

医療係

＜概算経費率（租税特別措置法26条）＞

社会保険診療報酬に係る経費は、実額計算のほか、概算経費率により計上できます。

概算経費の特例は、社会保険診療報酬の年額5,000万円までを4段階に区分して、それぞれの経費率を乗じて所得を計算する仕組みです。

措置法26条を適用する場合には、保険点数から算出する社会保険診療報酬の額を計算の基礎とします。

例えば、社会保険診療報酬が5,000万円の場合は右のようになります。

よって、実額計算（専従者給与、青色申告控除を含む）をした経費額が3,340万円を超えるような場合は実額計算の方が有利となります。

参考：概算経費率の速算表

社会保険診療報酬	概算経費率の速算表
2,500万円以下	×72%
2,500万円を超え3,000万円以下	×72%+50万円
3,000万円を超え4,000万円以下	×62%+290万円
4,000万円を超え5,000万円以下	×57%+490万円

社会保険診療報酬額 5,000万円	
概算経費 3,340万円 （※算式は以下の通り）	
所得 1,660万円	

（※） $5,000万円 \times 57\% + 490万円 = 3,340万円$ （後藤）

<私の提案事例 ～一時払終身保険～>

不動産を代々引き継いできた資産家の奥様（60才）。地代等の安定した収入があるため、資金的には余裕があります。また、奥様に万が一のことがあった場合の相続人は跡継ぎの長男と嫁に行った長女。不動産はすべて長男に相続させる予定です。

長男と長女をそれぞれ受取人とした1000万円ずつの一時払終身保険を提案しました。その際に、以下のようなメリットがあることを説明しました。

- ① 相続税対策・・・相続税は試算で約2000万円です。他の保険に入っていないければ、この方の場合、現行税制で約300万円の節税となります。
- ② 納税資金対策・・・万が一、遺産分割が相続税の申告期限までに整わなかった場合には、法定相続分でいったん納税しないといけません。その場合、亡くなった方の預金を下ろすことができず、手持ち資金からの納税となってしまいます。保険金は、受取人の請求により早急に振り込まれますので、納税資金として活用できます。
- ③ 相続（争族）対策・・・預金と違い、お金に名前を付けることができます。つまり、保険金は遺産分割対象外ですので、指定された受取人が、分割協議を経ずに受け取ることができるのです。
- ④ 運用面・・・契約年齢60歳の女性で、保険金額500万円の場合、保険料約383万円（平成24年2月現在）とかなり割安です。また、中途解約も可能で、年齢等にもよりますが、多くの場合、2～3年で掛金以上が戻ってきます。

以上のようなメリットを説明した結果、長男を受取人とした一時払終身保険に加入されました。②の観点からは、今後、長女を受取人としたものにもぜひ入っていただきたいと考えております。

（坂田）

「さくらのBLOG」紹介

当ホームページ「さくらのBLOG」に掲載された記事をご紹介します。詳しくは、HPをご覧ください。ブログは、役職員全員で、毎週2回（火・金）更新しております。個性を生かした記事が満載ですので、お時間のある時にぜひご覧ください。

（平野）



もうすぐ雛祭り

雛人形の出し入れが面倒な方、飾るための場所がない方、すぐに作れて場所を取らない雛人形はいかがでしょうか？

材料(1体分)

表地 17.5 cm×17.5 cm 1枚
袖 3 cm×10 cm 4枚(2色)
顔(白) 直径 2.5 cm 1枚
髪(黒) 2 cm×6.5 cm 1枚
リリアン 40 cm 4本(2色)
綿棒 1本
ペレット・綿 適量



作り方

- ① 顔用の布をぐし縫いし、中に綿・綿棒を入れ丸い顔にする。
- ② 髪用の布を縦半分に畳み、顔に乗せ縫い付ける。
- ③ 表地を中側に畳む。
- ④ ③にボンドで②の頭を付ける。
- ⑤ 袖用の布を縦半分に畳み、2枚を縫い付ける。
- ⑥ ⑤を④に縫い付ける。
- ⑦ リリアンを2本重ねてちょうちょ結びにし、⑥にボンドで付ける。
- ⑧ ⑦の隙間からペレットを適量入れて完成。

色違いを2体作り、お盆に小物と一緒に飾れば、場所を取らず出し入れも簡単な雛人形の完成です。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181